

グリーン調達基準書

株式会社 オキサイド

レーザ事業部

2025年11月1日 Ver.1.0

承認	確認	作成
		

目次

1.目的	4
2.適用範囲	4
3.規定事項	4
3-1 含有禁止化学物質(群)	4
3-2 梱包材	4
3-3 電池・蓄電池	4
3-4 含有管理化学物質(群)	4
3-5 含有化学物質管理フォーマット	4
4.含有禁止化学物質(群)	5
5.含有管理化学物質(群)	7
6.梱包材	9
6-1 適用範囲	9
6-2 注意	9
7.電池・蓄電池	9
7-1 適用範囲	9
7-2 仕様	9
8.不含有保証書	10
8-1 不含有保証書	10
8-2 対象製品リスト	11

1. 目的

本基準は、株式会社オキサイド レーザ事業部に納入される製品/部品/原材料/副資材(製品に付属する取扱説明書の印刷物、記録メディア、梱包材を含む)に含まれる、含有禁止化学物質を以下のとおり定めるものです。国内外の法規制に基づき、安全性および環境保全の観点から、該当物質の不含有を確保していただく必要があります。

2. 適用範囲

本基準は、株式会社オキサイド レーザ事業部で製造・販売される製品に使用する製品/部品/原材料/副資材のうち、成分調査の要求対象品目に適用します。

但し、サプライヤから当社のレーザ事業部への輸送のみに使用される梱包材は除外します。

3. 規定事項

3-1 含有禁止化学物質(群)

規定事項 3-1 含有禁止化学物質(群)別表 1(P5)に記載する含有禁止化学物質(群)については、国内外の法規制等により使用が原則禁止されています。そのため、納入される製品/部品/原材料/副資材について、「不含有であること」を遵法の観点から保証していただきます。

3-2 梱包材

株式会社オキサイド レーザ事業部の製品に使用する梱包材(箱、緩衝材、フィルム、テープ、ポリ袋、ボール紙のステーブル、ラベル、保管袋等)は、本基準の対象に含まれます。ただし、サプライヤから当社のレーザ事業部への輸送のみに使用される梱包材は適用対象外とします。梱包材に使用される着色剤や印刷インキについても、含有物質を必ず確認してください。

3-3 電池・蓄電池

電池・蓄電池については、含有禁止化学物質(群)の規定と合わせて、別途定める基準に従ってください。電池規定は梱包材や一般の含有禁止物質規定と異なる場合があるため、電池特有の規定を優先します。

3-4 含有管理化学物質(群)

含有管理化学物質(群)別表 2(P7)に記載する含有管理化学物質(群)は、国内外の法規制等で使用実態の把握および適切な管理が要求されている物質です。リサイクルや適正処理を配慮すべき含有管理物質も含まれます。用途により納入品への含有を制限する場合がありますので、該当する場合は必ず報告してください。

3-5 含有化学物質管理フォーマット

含有化学物質を管理するフォーマットは、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が公表するフォーマットを標準とします。具体的には以下のツールを基本とします。

chemSHERPA: 製品に含有される化学物質情報をサプライチェーン全体で適正に運用するためのデータ作成支援ツール

chemSHERPA-AI: 成形品データ作成支援ツール

chemSHERPA-CI: 化学品データ作成支援ツール

基本的には最新版の「chemSHERPA データ」と「不含有保証書」の提出をお願いします。

chemSHERPA データは、SCIP 情報の入力をお願いします。

chemSHERPA に対応できない場合は、不含有保証書をご提出ください。なお、SCIP 情報の入力もお願いします。

4. 含有禁止化学物質(群)

下表のレベル1含有禁止化学物質(群)リスト(別表1)に示す化学物質(群)は、規制値を超えて含有してはなりません。

*1

梱包材については、材料・印刷インキ等を含め、各部材ごとに含有濃度を算出してください。梱包材の4物質合計は100 ppm以下とします。規制に関する詳細は別表の参照法令を確認してください。

レベル1含有禁止化学物質(群)リスト (別表1)

No.	化学物質(群)名	法規制値(最大許容値)	備考(準拠法令など)
1	カドミウム及びその化合物*1	100 ppm 100 ppm以下(梱包材)*5	「REACH 規制(EU)」 「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
2	六価クロム化合物*1	1000 ppm 100ppm以下(梱包材)*5	
3	鉛及びその化合物*1	1000 ppm 100 ppm以下(梱包材)*5	
4	水銀及びその化合物*1	1000 ppm 100 ppm以下(梱包材)*5	
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000 ppm	「RoHS 指令(EU)」
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000 ppm 使用禁止(DecaBDE)*6	「RoHS 指令(EU)」 「TSCA PBT 規則」
7	三置換有機スズ化合物*2 トリブチルスズ化合物(TBT) トリフェニルスズ化合物(TPT) ピス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)など	意図的な使用禁止かつ、 スズとして1000 ppm以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第1種特定化学物質) 「REACH 規制(EU)」
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用禁止 かつ、 50 ppm以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定) 「POPs」
9	ポリ塩化ターフェニル*2(PCT類)	意図的な使用禁止	「REACH 規則(EU)」
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等に規制に関する法律」(第1種特定化学物質) 「EU POPs」
11	短鎖型塩化パラフィン(SCCP)*2*3	意図的な使用禁止 かつ、 1500 ppm未満	「REACH 規制(EU)」、「POPs」
12	アスベスト類*2	意図的な使用禁止 かつ、1000 ppm以下	「REACH 規制(EU)」
13	オゾン層破壊物質(Class I)*4 *該当物質は付表4を参照	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」
14	放射性物質(ウラン、トリウム等)	意図的な使用禁止	「原子炉規制法」 「放射線障害禁止法」
15	PFOS/PFOA類緑化合物 *該当物質は付表5を参照	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 (第1種特定化学物質) 「POPs」

16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定) 「REACH 規則(EU)」
17	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用禁止 かつ、 10 ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定) 「REACH 規則(EU)」 「CLP 規則」 「POPs」
18	フマル酸ジメチル(DMF) *2	0.1 ppm 以下	「REACH 規則(EU)」
19	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD または HBCDD) * 該当物質は付表 9 を参照	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)、 「POPs」
20	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000 ppm 以下	「RoHS 指令 (EU)」 「REACH 規制 (EU)」
21	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000 ppm 以下	
22	フタル酸ジブチル (DBP)	1000 ppm 以下	
23	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000 ppm 以下	
24	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質 * 該当物質は付表 10 を参照	意図的な使用禁止 かつ、 PFOA 及びその塩は 0.025 ppm 以下 PFOA 関連物質は 合計 1 ppm 以下	「POPs」 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定)
25	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 LC-PFCA)、その塩および C9-C21 LC-PFCA 関連物質	意図的な使用禁止 かつ C9-C14 PFCA 及びその塩は 0.025ppm 未満 C9-C14 PFCA 関連物質は 合計 0.26ppm 未満 C9-C21 LC-PFCA 及びその塩、関連物質は意図的な使用禁止	「REACH 規則 (EU)」 「POPs」
26	中鎖塩素化パラフィン (MCCP) 炭素数 14 から 17 までの MCCP で、塩素化率 45wt%以上のもの	意図的な使用禁止	「POPs」
27	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質	意図的な使用禁止	「POPs」
28	デクロランプラス	意図的な使用禁止	「POPs」
29	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-tert-ブチルフェノール (UV-328)	意図的な使用禁止	「POPs」
30	リン酸シソプロピルフェニル (PIP (3:1))	意図的な使用禁止かつ、 1000 ppm 未満	「TSCA PBT 規則」
31	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	意図的な使用禁止	「TSCA PBT 規則」
32	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的な使用禁止 かつ、 10000 ppm 未満	「TSCA PBT 規則」
33	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	意図的な使用禁止	「TSCA PBT 規則」

5. 含有管理化学物質(群)

含有管理化学物質(群)別表 2 に記載の含有管理化学物質(群)は、法規制や業界基準により使用実態の把握や管理が必要とされている物質群です。該当物質が含まれる、または含有の可能性があると判明した場合は、当社のレーザ事業部へ報告してください。具体的には次のような場合です。

- ・製品/部品/原材料への意図的添加がある場合
- ・製品/部品/原材料に当該物質が含有していることが判明した場合（意図的添加の有無を問いません）以上の物質群は、今後の環境規制候補物質(群)に該当する可能性があるため、継続的な含有把握と管理を実施してください。

レベル 2 含有管理化学物質(群)リスト（別表 2）

No.	化学物質（群）名
1	アンチモン及びその化合物 ^{※1}
2	ヒ素及びその化合物 ^{※1}
3	ベリリウム及びその化合物 ^{※1}
4	ニッケル及びその化合物 ^{※1}
5	セレン及びその化合物 ^{※1}
6	非特定臭素系難燃剤 ^{※7}
7	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体
8	別表 1 No.19～22 以外のフタル酸エステル類
9	オゾン層破壊物質（Class II：HCFC） ^{※8} * 該当物質は付表 4 を参照
10	放射性物質
11	二置換有機スズ化合物（DBT、DOT など）
12	コバルト及びその化合物 ^{※1}
13	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料 * 該当物質は付表 8 を参照
14	ホルムアルデヒド
15	ベンゼン
16	フッ素系温室効果ガス
17	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP）
18	リン酸イソプロピルフェニル（PIP(3:1)）
19	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）
20	ヘキサクロロブタジエン（HCBd）
21	REACH/制限物質に該当する多環芳香族炭化水素（PAHs） * 該当物質は付表 6 を参照
22	REACH/制限物質 * 該当物質は付表 6 を参照
23	REACH/認可対象物質 * 該当物質は付表 7 を参照
24	RECAH/SVHC * 該当物質は付表 7 を参照
25	JAMP 管理対象物質 ^{※9} （含む chemSHERPA ^{※10} ）

注) 別表 1 及び別表 2 に関する備考：

※1：金属には、その合金を含む。

※2：用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断した REACH/制限物質。

※3：炭素鎖長/10～13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

※4：モントリオール議定書の Class I 物質（HCFC を除くオゾン層破壊物質）。

※5：梱包材は、4 物質合計で 100 ppm 以下。

※6：TSCA PBT 規則が適用される米国向けの成形品に限る。

※7：別表 1（禁止）に記載の PBB 類、PBDE 類以外のもの。

※8：モントリオール議定書の Class II 物質。

※9：アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が規定する管理対象物質。

以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

- 1.化審法（第一種特定化学物質）
- 2.安衛法（製造禁止化学物質）
- 3.毒劇物法（特定毒物）
- 4.RoHS 指令
- 5.ELV 指令
- 6.CLP（AnnexVIの Table3.1/CMR-Cat 1a、1 b並びに Table3.2/CMR-Cat 1、2）
- 7.REACH 規則 AnnexXVII（制限物質）
- 8.REACH 規則 認可対象候補物質（SVHC）
- 9.POPs 規則 Annex I
- 10.ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分）
- 11.GADSL
- 12.IEC62474

※10：chemSHERPA が規定する管理対象物質。

以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

- 1.化審法（第一種特定化学物質）
- 2.TSCA（使用禁止又は制限の対象物質（第6条））
- 3.ELV 指令
- 4.RoHS 指令
- 5.POPs 規則 Annex I
- 6.REACH 規則 SVHC（認可対象候補物質）~~および~~ Annex XIV（認可物質）
- 7.REACH 規則 Annex XVII（制限対象物質）
- 8.GADSL
- 9.IEC62474
10. 医療機器規則(MDR) Annex I 10.4 化学物質

詳細は次の文書、リストの最新版を参照のこと。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」

参照先：<https://chemsherpa.net/>

付表一覧

付表1：レベル1（禁止）の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表

付表2：レベル2（管理）の各物質群に関する参照法令の詳細表

付表3-1：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex3）

付表3-2：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex4）

付表4：オゾン層破壊物質一覧表

付表5：PFOS/PFOA 類縁化合物一覧表

付表6：REACH/制限物質一覧表

付表7：REACH/認可物質・SVHC 一覧表

付表8：特定アミン一覧表

付表9：ヘキサブロモシクロドデカン一覧表

付表10：PFOA（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及びPFOA 関連物質一覧表

付表11：PFCA 関連物質一覧

付表12：中鎖塩素化パラフィン（MCCP）関連物質一覧

注意事項

以下の場合には不純物として含有禁止化学物質を含有していることがあるため、含有濃度を把握し、規制値を超えないよう特に注意してください。

- ・黄銅（特に棒材）及びアルミダイキャスト中の不純物のカドミウム
- ・ポリ塩化ビニル（塩ビ材、PVC）中に製造過程で混入する不純物の鉛
- ・難燃化樹脂中に含まれる三酸化アンチモン由来の不純物の鉛
- ・溶融亜鉛メッキ中の不純物のカドミウム及び鉛

6. 梱包材

6-1 適用範囲

- (1) 当社のレーザ事業部が購入する梱包材
- (2) 当社のレーザ事業部が購入する製品/部品/材料等に同梱される梱包材
なお、サプライヤから当社のレーザ事業部への輸送のみに使用される梱包材は適用外とします。

No.	化学物質（群）名	法規制値（最大許容値）	関連する法令
1	レベル1含有禁止化学物質(群)	レベル1含有禁止化学物質(群)リストを満たすこと	レベル1含有禁止化学物質(群)リストを参照
2	カドミウム及びその化合物	重金属の合計で100 ppm以下 (各部材・インキ・塗料ごとに算出)	包装・包装廃棄物指令（EU） 米国包装材重金属規制
3	六価クロム化合物		
4	鉛及びその化合物		
5	水銀及びその化合物		

6-2 注意

梱包材には、箱（ボール箱など、材料は問わない）、緩衝材、梱包フィルム、粘着テープ、ポリ袋、ボール紙のステープル、釘、箱の貼付ラベル、取扱説明書の保管袋や保証書の封筒なども含まれます。
箱や袋等を使用される着色剤や印刷インキも対象となるため、これらの含有物質についても必ず確認してください。

7. 電池・蓄電池

7-1 適用範囲

- (1) 当社のレーザ事業部が購入する電池または蓄電池
- (2) 当社のレーザ事業部が購入する製品や部品に内蔵され、製品と共に納入される電池または蓄電池

7-2 仕様

- (1) 含まれる水銀、カドミウム、鉛について下記の仕様を満たすことが必要です。

水銀 <ul style="list-style-type: none">・一般の電池（ボタン電池、ボタン組電池を除く）意図的添加なし、かつ1 ppm以下・ボタン電池、ボタン組電池 5 ppm以下・水銀電池は使用しないこと
カドミウム <ul style="list-style-type: none">・全ての電池 10 ppm以下。・ニッケルカドミウム電池は使用しないこと
鉛 <ul style="list-style-type: none">・全ての電池（鉛蓄電池を除く） 1000 ppm以下

- (2) 関連する法令
「欧州電池規則（EU）」
「乾電池の製造、輸入及び販売に関する規制（台湾）」ほか

8.不含有保証書

8-1 不含有保証書

TBN-0001-07

株式会社オキサイド 宛

文書No.

納入物品の含有化学物質に関する

年 月 日

不含有保証書

会社名:

回答責任者:

印

下記の対象製品リストに記載された納入製品（部品）に関し、対象禁止化学物質（表1）を意図的に使用していないことを保証します。並びに、関税のある物質については含有量（不純物を含む）が表1に記載されたRoHS等の「法規制値」以下であることを保証します。但し、対象製品リストにRoHS適用除外規定を記載した製品（部品）は、含有量が「法規制値」以下であることを保証するものではないが、該当する除外条件が適用可能であることを保証します。

対象製品リスト

No.	買主製品 (部品) 番号または型名	オキサイド (部品) 番号	オキサイド (部品) 名称	表1 規制不適用 マーカー	RoHS適用除外規定 *1			
					表1 規制不適用 マーカー	表1 規制不適用 マーカー	表1 規制不適用 マーカー	表1 規制不適用 マーカー
			対象製品リストに記載					

* 必要に応じて根拠となる分析結果レポート、ミルシート、SDS等裏付けデータの提出をお願いします。

- * 1 発注している買主製品がRoHS適用除外に該当する場合は、該当する買主製品と発注先を記入してください。
適用除外規定の適用除外コードはRoHS適用除外コードを記入してください。（例：適用除外規定中の第17(4)）
- * 2 適用除外に該当する買主製品がRoHS適用除外に該当する場合は、該当する買主製品と、3桁を記入。

表-1 対象禁止化学物質と判定基準

No.	対象物質名	閾値（法規制値）	No.	対象物質名	閾値（法規制値）
1	カドミウム及びその化合物	100ppm	16	三置換有機スズ化合物 *3	意図的な使用を禁止。かつスズとして1000ppm
2	六価クロム化合物	1000ppm	17	アスベスト類	意図的な使用を禁止かつ1000ppm
3	鉛及びその化合物	1000ppm	18	オゾン層破壊物質	意図的な使用を禁止
	鉛及びその化合物（線材の被覆） *1	300ppm	19	放射性物質	意図的な使用を禁止
4	水銀及びその化合物	1000ppm	20	PFOS/PFOs類縁化合物	意図的な使用を禁止
1~4	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム（包材材） *2	合計100ppm	21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-tert-ブチルフェノール(UV-320)	意図的な使用を禁止
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	1000ppm	22	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用を禁止かつ10ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	1000ppm	23	ホルムルジメチル (DMF)	0.1ppm
	デカBDE	使用禁止	24	ヘキサクロシクロデカン (HBCD)	意図的な使用を禁止
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm	25	2,4,6-トリtert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	意図的な使用を禁止
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm	26	リン酸トリアリールイソプロピル化物(PIP(3:1))	意図的な使用を禁止かつ1000ppm未満
9	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm	27	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的な使用を禁止かつ1000ppm
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm	28	ヘキサクロロブタジエン(HCBT)	意図的な使用を禁止
11	PFQA (ペルフルオロオクタン酸) とその塩及びPFQA関連物質	意図的な使用を禁止かつ PFQA 及びその塩は 0.025ppm(25ppb)以下 PFQA 関連物質は 合計1ppm(1000ppb)以下	29	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 LC-PFCA)、その塩およびC9-C21 LC-PFCA関連物質	意図的な使用を禁止かつC9-14 PFCA、及びその塩は0.025ppm未満 C9-14 PFCA関連物質は合計0.26ppm未満 C9-C21 LC-PFCA及びその塩、関連物質は意図的な使用禁止
12	ポリ臭化ジフェニル (PCB類)	意図的な使用を禁止かつ50ppm以下	30	ペルフルオロヘキサフルオロエチレン(PFHES)とその塩及び関連物質	意図的な使用を禁止
13	ポリ臭化ターフェニル (PCT類)	意図的な使用を禁止ただし、規格は50ppm	31	テトラフス	意図的な使用を禁止
14	ポリ臭化ナフタレン（塩素数が1以上）	意図的な使用を禁止	32	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-tert-ブチルフェノール(UV-328)	意図的な使用を禁止
15	短鎖臭化パラフィン	意図的な使用を禁止かつ1500ppm未満	33	中鎖臭化パラフィン(MCCP) 炭素数14から17までのMCCPで、臭化率45%以上のもの	意図的な使用を禁止

* 1 線材の被覆に適用。 * 2 包材材に適用。 * 3 三置換有機スズ化合物。 * 4 カドミウム、水銀、六価クロムの合計規制値に適用。
* 30 ス (トリフルオロエチレン) (TFE)、トリフルオロエチレン (TFE)、トリフルオロエチレン (TFE)、トリフルオロエチレン (TFE)、その他の三置換有機スズ化合物。

本件における弊社（取引先）担当窓口

会社名

部署名

氏名

電話番号

e-mail

8-2 対象製品リスト

対象製品リスト

TBN-0001-07

表1の化学物質に保証不可がある場合、
チェックを付けて、下の表に理由、
対応予定をご記入ください

有/無のいずれかを必ず
ご記入ください

(記入欄不足の場合は、行を追加してご記入ください。)

No.	別荘製品 (部品) 番号または型名	オキサイト 部品番号	オキサイト (部品) 名称	表1 保証不可時 チェック	RoHS適用除外規定×1			
					有/無	ANNEX (付属書) ×2	適用除外 コード	部品部位
1				<input type="checkbox"/>				
2				<input type="checkbox"/>				
3				<input type="checkbox"/>				
4				<input type="checkbox"/>				
5				<input type="checkbox"/>				
6				<input type="checkbox"/>				
7				<input type="checkbox"/>				
8				<input type="checkbox"/>				
9				<input type="checkbox"/>				
10				<input type="checkbox"/>				
11				<input type="checkbox"/>				
12				<input type="checkbox"/>				
13				<input type="checkbox"/>				
14				<input type="checkbox"/>				
15				<input type="checkbox"/>				
16				<input type="checkbox"/>				
17				<input type="checkbox"/>				
18				<input type="checkbox"/>				
19				<input type="checkbox"/>				
20				<input type="checkbox"/>				
21				<input type="checkbox"/>				
22				<input type="checkbox"/>				
23				<input type="checkbox"/>				
24				<input type="checkbox"/>				
25				<input type="checkbox"/>				

※ 1 : 使用している禁止物質がRoHS除外項目に含まれる場合、該当する部品部位と適用除外規定を記入のこと。適用除外規定の適用除外コードは、付属書3の適用除外コードを用いて記入のこと。(例：高融点はんだの中の鉛 = 7(a))

※ 2 : 次頁以降に示す付属書 3 or 4 と5の適用除外に該当するのが確認の上、記入のこと。3か4を記入。

表1が保証不可の理由は以下です。(例、保証不可理由 : No.26 PIP(3:1) 保証不可、代替化中、対応予定 : 2021年6月)

※ 対象No.は、上記対象製品リストのNo.を記入してください。

対象No.	保証不可理由	対応予定

その他、特記事項がある場合は下記にご記入ください。